

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
福島病院
担当：事務部長 山内
管理課長 舞原
電話 0248-75-2131

令和6年7月5日
(処分実施機関)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構福島病院において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第5号の規定により懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	行為者は、虚偽申請により特別休暇を取得したものである。
処分年月日	令和6年7月5日
処分量定等	(行為者) 国立病院機構福島病院 理学療法士 (30歳代) (処分量定) 減給